

京都市教育委員会教育長訓令甲第9号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成21年1月22日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第3条第1項中「，京都まなびの街 生き方探究館長」を削り，「総合教育センター所長」の右に「，京都まなびの街生き方探究館長」を加え，同条第2項中「京都まなびの街 生き方探究館長」を「京都まなびの街生き方探究館長」に改め，同条第14項中「及び企画推進室長」を削り，同条中第21項を第22項とし，第20項を第21項とし，第19項を第20項とし，同条第18項中「をいう」の右に「。以下同じ」を加え，同項を同条第19項とし，第17項の次に次の1項を加える。

18 京都まなびの街生き方探究館企画推進室長事故あるときは，その代決事項は，所管事務につき，副室長が，副室長事故あるときは，所管事務につき，担当課長が，担当課長事故あるときは，所管事務につき，担当課長補佐又は担当係長が代決することができる。

別表中

「 部長，京都まなびの街 生き方探究 館長，体育健康教育室長，総合教育	「 部長，体育健康教育室長，総合教育 センター所長，京都まなびの街生き
---	---

センター所長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センター子どもみらい館長，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長，学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長

を

方探究館長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センター子どもみらい館長，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長，学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長

に改める。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等及び生涯学習部の生涯学習推進課長等を除く。），南区小中一貫校開設準備室長，教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センター下京区統合小学校開設準備室長，総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「，企画推進室長」を削り，「総合教育センター東山区小中一貫校開設準備室長」の右に「，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を加え，「（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）」を削る。

別表教職員人事課長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表企画推進室長の項を削る。

別表総合教育センターカリキュラム開発支援センター長の項の次に次の1項を加える。

「

京都まなびの街	(1) 京都まなびの街生き方探究館の利用に関する事。
生き方探究館企画推進室長	(2) 京都まなびの街生き方探究館内の取締り及び管理に関する事。 (3) 京都まなびの街生き方探究館内の文書の整理、編さん及び保存に関する事。

」

別表中央図書館の分館の館長及び久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年2月12日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）